

帝國ドア

明治33年3月3日創業

THE TEIKOKU TIMES

旬刊 2024年(令和6年) 7月15日(月曜日) 第13834号

勞務

成長のための企業法務

第64回

ステコースの自爆営業を強制され必要ないエヌコースを20万円分ローンで購入させられていた事例など、問題となり得る多くの事例が報告されています。

商品の買取りや自社サービスの利用を勧説したとしても、従業員が自らの自由な意思で、会社の商品を購入したり、会社が提供するサービスを利用したりすることは、適法です。

ボーナスに支払わなければならぬ」と定め、賃金の全額払いの原則を定めていますので、同規定に違反していません。

する刑法第223条一項に該当し、強要罪が成立する場合もあります。

自体は違法ではありません。しかし、後日、従業員の自由な意思に基づいて行われたかどうかをめぐって争われたり、違法性を指摘されたりする可能性があるので、従業員から一筆もらっておくな

Q 当社では、営業上の目標数値を達成するために、担当者にノルマを課しています。そして、ノルマを達成できない場合には、担当者に自腹で当社の商品を買ってもらっていますが、このような運用は法律に違反しないのでしょうか。少し気になつたので、教えてください。

に向けた取り組みを実施している分野などが必要です。この本稿の内容をもとに、自社のノルマや価値方法に行き過ぎないかを点検していきたい。

参考にして、この設定や組みを進めてきた点が、この機会に、参考にして、この機会に、
自ら自社商業ノルマの問題点を改めて見直す機会にしてください。

ストランチエーンの店長補助の正社員がアルバイトによる注文ミスや料理の作り間違えが発生した際に経済的負担を強いられた事例③セレクトショップの販売員が就職して間もなく制服として売り場の商品数着の購入を強制されていた事例④ある県の農協で共済契約のノルマが過大であるために職員が共済契約を自ら契約し家族などにも共済契約を締結させていた事例⑤食品関係の購買事業を展開する会社で季節商品のおせちなどを食品関係の全ての商品に対しノルマが課せられていた事例⑥エステサロンにおいて店舗の売り上げが店舗目標まで足りない月に従業員全員がエ

業手法が適法か違法かは、「具体的な行為態様が既存の法律に照らして適法か違法か」といった判断基準で検討されます。具体的には以下のとおりです。

△会社が営業ノルマを設定すること

会社が従業員に対して、営業ノルマを設定すること自体は、適法です。労働契約において、会社が従業員に対して、一定の成果（売上や利益目標の達成）を期待することは自然なことで、それをノルマの形で目標に掲げる行為自体に、問題はありません。

△会社が勧誘し従業員が自らの意思によって自己商品等を貰い取ること

会社が従業員に対して

營業ノルマの達成を約束させ、營業ノルマが未達の場合に一定の経済的ペナルティを設定していくことは、違法です。労働基準法第16条は「使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない」と定め、労働契約における賠償予定を禁止していますので、同規定に違反しています。

マノルマ未達分を給料から差し引くこと

会社が従業員に対して営業ノルマの達成を約束させ、営業ノルマが未達の場合に未達分を従業員の給料から天引きすることは、違法です。労働基準法第24条1項本文は「賃金は、通貨で、直接

社の商品の買取りや契約の締結を要求した場合は、(1)職場において行われる優越的な関係を背負うとした言動であること、範囲を超えたものであること、(3)それによりその雇用する労働者の就業環境が害されること(労働基準法第30条の2第1項)という三つの要件に該当し、パワーハラスメントの問題に発展する場合があります。さらに、このような行為は「生命・身体・自由・名譽若しくは財産に対し書面を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する」と規定

販売目標が設定されており、自爆営業により社員の8割が達成した経緯がある(そう)や、ドラッグマート・ア・チェーンの店舗ごとに販売ノルマが設定されている事例などが報告されています。

前記で示したとおり、会社が従業員に対して、自社商品の購入や自社サービスの利用を勧誘し、従業員が自らの意思で購入し、又は利用すること

以上の内容に気になる点がある場合には、過度なノルマの設定や強要がされていないかを、「この機会に一度点検してみてください。

自動車販売会社で新入社員が入社後に半ば強制的に会社が販売する自動車を購入させられる事

自爆営業は適法か?

△ノルマ未達に対する経済的なペナルティを設定する(二)

度なフレッシャーをかけて強制すること

業は、古くから存在しており、既に述べた事例以外にも、郵便局員の年賀はがきの買取の強制（郵

から一筆もられておくなど、従業員が自らの自由な意思で購入したり利用したことのあることを記

ステコースの自爆営業を強制され必要なエヌコースを20万円分ロード購入させられていました。事例など、問題となり得る多くの事例が報告されていきます。

商品の買取りや、自社サービスの利用を勧説したことでも、従業員が自らの自由な意思で、会社の商品を購入したり、会社が提供するサービスを利用したりすることは、適切

労働者に、その全額を支払わなければならない」と定め、賃金の全額払いの原則を定めていますので、同規定に違反しています。

する刑法第2213条1項に該当し、強要罪が成立する場合もあります。

立場
自体は違法ではありませ
ん。しかし、後日、従業
員の自由な意思に基づいて
行われたかどうかをめ
ぐって争われたり、違法
性を指摘されたりする可
能性があるので、定義責